

町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和33年10月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基づき</u>、職員のサービスの宣誓に関し<u>必要な事項を定めるものとする</u>。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者（<u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては、町田市教育委員会。以下同じ。</u>）に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもの<u>のほか</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基き</u>、職員のサービスの宣誓に関し<u>規定することを目的とする</u>。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してから</u>でなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもの<u>を除く外</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める<u>ことができる</u>。</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】改正後様式

別記様式（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

【参考資料】改正前様式

(別記)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 印